

## 英文契約書 最初の一步(その2)(完)

瀬 瀬 岳 志\*

**抄 録** 企業の法務部門や知的財産部門で契約審査を担当されており、英文契約書に触れて間もない初級者の方を主な対象として、英文契約書の基本的な特徴を紹介いたします。今回は、主な一般条項(Boilerplate)とその具体例およびサンプルの収集方法を取り上げます。一見難解に見える長大な契約書も相当部分は実はパターン化されたものであり、恐れるに足りないことを理解して頂ければ幸いです。

### 目 次

1. はじめに
2. 主な一般条項の種類とその具体例
  2. 1 Governing Law (準拠法)
  2. 2 Dispute Resolution (紛争解決)
  2. 3 Remedies (救済方法)
  2. 4 No Warranty (保証の排除)
  2. 5 Force Majeure (不可抗力)
  2. 6 Assignment (譲渡)
  2. 7 Notice (通知)
  2. 8 Entire Agreement (完全条項)
  2. 9 Severability (分離)
  2. 10 Waiver (権利放棄)
  2. 11 Survival of Obligations (存続)
  2. 12 その他
3. サンプルの収集方法
4. おわりに

### 1. はじめに

前回に続き、企業の法務部門や知的財産部門で契約審査を担当されており、英文契約書に触れて間もない初級者の方を主な対象として、英文契約書の特徴を説明いたします。今回は、主な一般条項(Boilerplate)とその具体例を取り上げます。

### 2. 主な一般条項の種類とその具体例

#### 2. 1 Governing Law (準拠法)

その契約がいずれの国・地域の法令に基づいて解釈されるのかを示す条項です。(その法令を「準拠法」といいます。)

準拠法は、契約書の土台のような存在と言えるでしょう。契約書上に当事者を規律する全ての取り決めを規定し切るとは難しく、とりわけ「法令に基づき強制的に適用される内容」や「当事者間で異なる合意がない場合は適用される内容」は省略されることが多いです。言い換えれば、眼前の契約書の背後には表面化していない無数の(法令に基づく)取り決めがあるということであり、それらを見落とすことは契約書審査において深刻なミスに繋がるおそれがあります。そのため、準拠法の確認は英文契約書の審査においてまず行うべきこととなります。

国際的な契約においては準拠法が日本以外の国・地域の法令になることも少なくなく、その場合は私たちに当該法令の十分な知識があると

\* 西村あさひ法律事務所 弁護士・NY州弁護士  
Takeshi HANABUSA

は限りません。そのため、初めて締結する種類の契約や重要な契約については、その準拠法に精通した専門家の助言を求めることが有益です。

This agreement shall be governed by and construed in accordance with English law.

## 2. 2 Dispute Resolution (紛争解決)

契約締結後にその契約に関して紛争が発生した場合の解決方法についての条項です。国内契約書においても同様の条項はありますが、相手方が日本以外の国・地域に所在することの多い英文契約書の場合、救済方法の当該国・地域における執行の確実性等の観点から、より重要性が高いと言えます。

まず紛争の解決方法として、主に裁判と仲裁のいずれに拠るかが規定されます。英文契約書においては仲裁が選択されることが多いですが、これは「外国仲裁判断の承認および執行に関する条約」(ニューヨーク条約)の加盟国間では、仲裁判断の承認・執行が外国裁判の承認・執行よりも容易で確実性があることによります。(前提として、ある国の裁判所で判決を得ても、当然にはその国以外の国・地域で当該判決を執行できることにはならないという事情があります。)また、裁判の場合は当事者が裁判官を選ぶことができず、国・地域によっては一般人が陪審員として参加することもあります。仲裁の場合は当事者で仲裁人を選ぶことができるという点も利点と言えるでしょう。

ただし、英文契約書では全ての場合に仲裁を選択すべきということではありません。仲裁の場合、仲裁人に弁護士等が選任され、その報酬を当事者で支払う必要があるため、裁判と比べて費用が高額になりがちです。そのため、想定される紛争における請求額が少額に留まる場合、費用対効果の観点から裁判を選択することに利点があります。

次に、裁判による場合、国内契約書と同様、管轄する裁判所を指定します。指定した裁判所以外の裁判所への訴訟提起を認めたくない場合、専属的管轄合意(exclusive jurisdiction)であることを明記します。

In the event of any dispute arising out of or in connection with this agreement, the Tokyo District Court shall be the agreed exclusive jurisdiction of the court of first instance.

仲裁による場合、裁判と異なり手続きの面で当事者の自治に委ねられている点が多く、①仲裁機関、②仲裁規則、③仲裁地、④仲裁人の数、⑤手続きで用いられる言語等を規定します。なお、裁判と異なり、仲裁を申し立てるためには仲裁合意が必要ですので、以下の具体例では冒頭で規定しています。

Any dispute arising out of or in connection with this agreement shall be referred to and finally resolved by arbitration administered by the Singapore International Arbitration Centre (①) in accordance with the Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre for the time being in force (②), which rules are deemed to be incorporated by reference in this clause.

The place of arbitration shall be Singapore (③). The arbitral tribunal shall consist of one arbitrator (④). The language of arbitration shall be the English language (⑤).

Any award rendered by the arbitrator shall be final and binding on the parties. Judgment on any award rendered by the arbitrators may be entered in any court having

jurisdiction over the parties.

また、仲裁では、知的財産権の主要な要素の1つでもある、相手方の行為の差止めを求めることができません。そのため、仲裁合意にかかわらず、裁判所に差止請求を申し立てることができる旨を規定しておく良いでしょう。

Nothing in this agreement shall prevent either party from having recourse to a court of competent jurisdiction to seek a preliminary injunction or such other provisional judicial relief as it considers necessary to avoid irreparable damage.

## 2. 3 Remedies (救済方法)

契約に違反した当事者に対して他方当事者がどのような救済を求めることができるかについての条項です。解除についての条項は別途定められることが多いため、救済方法の条項では主として損害賠償の範囲が規定されます。訴訟・仲裁費用や弁護士報酬の請求の可否、第三者からの請求があった場合の対応等についても規定されることが多いです。

A party that has breached or has not complied with its obligation of this agreement (hereinafter called the “Breaching Party”) shall indemnify and hold the other party harmless from any damages, loss, cost, or liability (including reasonable legal fees and the cost of enforcing this indemnity) of whatever nature arising out of or resulting from any breach or non-compliance of this agreement by the Breaching Party.

国内契約書と異なり、英文契約書では、損害賠償の範囲を直接損害 (direct damages or losses) に限定し、間接損害 (indirect damages

or losses)・結果損害 (consequential damages or losses) は含まないと規定されることが少なくありません<sup>1)</sup>。そのような規定がある場合、たとえ準拠法において、「間接損害・結果損害であっても、違反者がその契約違反によって生じることを知っていた、または知ることができた場合には賠償請求できる」と定められているとしても、間接損害・結果損害に対する賠償請求は認められません。間接損害・結果損害は広範・高額になる傾向があり、その賠償リスク(紛争に巻き込まれるリスクを含む)を負わなければならないとすると、契約の審査・管理コストが莫大なものになってしまうため、相互に間接損害・結果損害の賠償責任を免責することが広く行われているのだらうと思われます<sup>2)</sup>。

Neither party shall have any liability to the other party for any indirect or consequential losses suffered or incurred by the other party or any person howsoever arising.

また、国内契約書と同様、ソフトウェア開発業務委託契約等において、損害賠償の範囲を委託料の範囲に限定するといった規定がされることもあります。

Vendor’s cumulative liability for all claims arising out of or related to this agreement will not exceed the amount received in respect of the project in the twelve months immediately preceding the claim.

## 2. 4 No Warranty (保証の排除)

準拠法の定める明示または黙示の保証を、本契約では適用除外とすることを合意する旨の条項です。わかりやすいように契約書上に大文字かつ太字で明記することが求められます。

保証の排除条項が規定されている場合、準拠法に照らして慎重な検討が必要となります。

THE PARTIES MAKE NO EXPRESS OR IMPLIED WARRANTY AS TO THE OWNERSHIP, MERCHANTABILITY<sup>3)</sup> OR FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE.

THE PARTIES MAKE NO EXPRESS OR IMPLIED WARRANTY AS TO THE ACCURACY OR COMPLETENESS OF THE DISCLOSED INFORMATION.

## 2. 5 Force Majeure (不可抗力)

天災等の当事者の制御できる範囲を超えた事情により債務が履行できない状況になってしまった場合の免責を規定する条項です。日本法と異なり、英米法では債務者の過失が損害賠償請求の要件ではないため、準拠法が英米法を採用する国・地域の法令である場合、不可抗力条項を規定する実益があります<sup>4), 5)</sup>。

不可抗力条項においては、不可抗力事由の種類、不可抗力事由が生じた場合の手続き、不可抗力条項の対象外としたい場合があればその旨（例えば、金銭支払債務の不履行や需要の減退を理由とする不履行）等が規定されます。

Each party shall be excused from complying with the terms and conditions of this contract if and for so long as such compliance is hindered or prevented by [当事者の制御できる範囲を超える事情の例示], or by any act or cause which is reasonably beyond the control of such party (hereinafter collectively called the “Force Majeure Event”).

The party shall immediately notify the other party of full particulars of the Force Majeure Event and the reasons why the party’s compliance is hindered or prevented by the Force Majeure Event.

## 2. 6 Assignment (譲渡)

契約上の地位の譲渡についての条項です。国内契約書と同様、相手方の事前の書面による同意がなくては譲渡できないとする規定が多いですが、当事者の関連会社には譲渡できるとする場合があります。

None of the parties may assign this agreement in whole or in part without the other party’s prior written consent.

## 2. 7 Notice (通知)

契約により書面による通知が求められる場合の手続きについての条項です。

定められた手続きに従わない通知は無効となりますので、例えば、自動更新を阻止するために解約通知を通常やり取りしている相手方の窓口担当者に提出したが、通知条項の定める通知の送付先が別の者であったため、解約が認められなかったということのないように注意する必要があります。以下の具体例では、通知の送付先だけでなく通知方法（電子メールは含まない）や到着時期のみなし規定も定められています。

All written notices required hereunder shall be delivered in person or by international mail or transmitted by facsimile addressed as follows:

[自社の通知先]

[相手方の通知先]

Any notice shall be deemed received by the party to whom it is addressed:

(a) if delivered in person, when so delivered;

(b) if sent by international mail, at the earliest of ( i ) when actually delivered or ( ii ) on the seventh business day after posting; and

(c) if transmitted by facsimile, as indicated by the sender's written confirmation of transmissions.

## 2. 8 Entire Agreement (完全条項)

第1回でご紹介したParol Evidence Ruleに関する条項です。その契約書の締結以前にその契約について当事者間で交わされた口約束や書面での取り決めは排除されます。

This agreement constitutes the entire agreement and understanding of the parties in respect of the subject matter of this agreement and supersedes all prior and written agreements, understandings and arrangements between the parties relating to the subject matter of this agreement.

## 2. 9 Severability (分離)

契約の一部が法令違反等を理由に無効とされた場合であっても、残りの部分は有効な契約として機能することを確認する条項です。

If anything in this agreement is unenforceable, illegal or void then it is severed and the rest of this agreement remains in force.

## 2. 10 Waiver (権利放棄)

契約で認められた権利の不行使または遅滞を

もって、その権利を放棄したとはみなさない旨の条項です。

Failure or delay by a party in exercising any right, power, privilege or remedy hereunder shall not act as a waiver, nor shall any single or partial exercise thereof preclude any further exercise of any right, power, privilege or remedy.

## 2. 11 Survival of Obligations (存続)

契約が期間満了や解除・解約により終了したとしても有効に存続する条項を定める条項です。通常、秘密保持義務、準拠法、紛争解決、救済方法等の条項が指定されます。

On termination or expiration of this agreement clause [条文章号を列挙] and this clause shall survive and continue in full force and effect.

## 2. 12 その他

上記の他、契約の解除・解約についての条項、(秘密保持契約書(Non-Disclosure Agreement)が別途締結されていない場合の)秘密保持義務についての条項、契約の改定方法についての条項、特定の法令・条約の適用除外についての条項<sup>6)</sup>等が規定されます。紙面の関係上、解説は省略いたします。

## 3. サンプルの収集方法

英文契約書の理解を深める方法の1つは、多くの英文契約書に目を通し、様々なパターンを知ることです。

英文契約書のサンプルとしては、所属する会社が過去に締結したもの、市販の書式集に掲載されているもの、公的機関や業界団体が標準契約書として公表するものがまず挙げられます。

その他、例えばU.S. Securities and Exchange Commission（米国証券取引委員会）のWebページ<sup>7)</sup>では、企業のannual report等に添付されたmaterial agreement（重要な契約書）がアップロードされており、無料で閲覧することが可能です。また、有料のデータベースには、上記Webページにアップロードされた契約書の中から企業横断的に契約の種類毎に検索することが可能なものもあり<sup>8)</sup>、便利です。

## 4. おわりに

主な一般条項とその具体例およびサンプルの収集方法の紹介は以上となります。一見難解に見える長大な契約書も相当部分は実はパターン化されたものであり、恐れるに足りないことを理解して頂ければ幸いです。

### 注 記

- 1) 直接損害は、その契約違反によって生じることが通常予見される損害です。（そのため、通常損害とも呼ばれます。）他方で、間接損害・結果損害は、その契約違反によって生じることが通常は予見されない損害になります。（通常損害と対比して、特別損害とも呼ばれます。）
- 2) 損害の広がりや予想される場合や相手方への信頼性が低い場合等、間接損害・結果損害の賠償の免責を合意することが相当でない場合もあります。また、特定の条項（例えば贈収賄防止条項）の違反については免責を認めないと規定されることもあります。
- 3) 例えば、米国のUniform Commercial Codeでは、売主がある製品の商人である場合、当該製品が通常の使用方法に適合すること（merchantability）は、たとえ契約書上でその旨が規定されて

いなくとも当該売主によって黙示的に保証されているとされます。

- 4) 平成29年民法改正により、日本法においても、解除については債務者の過失が要件ではなくなりました（民法第543条）。そのため、準拠法が日本法であっても、天災等の当事者の制御できる範囲を超えた事情により債務が履行できない状況になってしまった場合の解除権を認めたいならば、不可抗力条項を規定する実益があります。
- 5) 契約書に不可抗力条項が規定されていなくとも、（日本法における事情変更の法理に似た）Frustrationの法理により免責が認められる可能性はあります。ただし、当該法理による免責を得られるかは不確実であり、要件も厳しいため、やはり不可抗力条項を契約書に規定しておくことが望まれます。
- 6) 例えば、英国法を準拠法とする場合、その契約は当事者間の権利義務関係を定めるものであり、第三者に対していかなる利益も与えることを目的としないので、第三者がthe Contracts (Rights of Third Parties) Act 1999に基づき契約条項を執行することはできない旨を規定することがあります。
- 7) U.S. Securities and Exchange Commission, Company Filing Search <https://www.sec.gov/edgar/searchedgar/companysearch.html>（参照日：2020.6.28）
- 8) 例えば、Bloomberg LawのSearch Precedent Database

### 参考文献

- ・中村秀雄, 英文契約書作成のキーポイント（新訂版）, (2006) 商事法務
- ・杉浦保友, イギリス法律英語の基礎—コモン・ローから英文レター, 契約ドラフティングまで, (2012) レクシスネクシス・ジャパン

（原稿受領日 2020年7月7日）